

報告第1号

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第14回）急施専決処分報告について

令和3年度大阪市一般会計補正予算（第14回）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月21日別紙予算書のとおり子育て世帯への臨時特別給付金に係るこども青少年費及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る総務費を追加するほか、債務負担行為を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年2月10日

大阪市長 松井一郎

令和 3 年度

大阪市一般会計補正予算書

(第 14 回)

令和3年度大阪市一般会計補正予算

令和3年度大阪市一般会計の補正予算（第14回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,462,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,042,395,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月21日専決

大阪市長 松井一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 540,960,846	千円 75,462,427	千円 616,423,273
	2 国庫補助金	121,338,715	75,462,427	196,801,142
歳 入	合 計	1,966,932,613	75,462,427	2,042,395,040

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 113,257,198	千円 58,011,377	千円 171,268,575
	2 市民生活推進費	5,628,996	58,011,377	63,640,373
5 こども青少年費		249,876,756	17,451,050	267,327,806
	2 児童育成費	226,661,343	17,451,050	244,112,393
歳 出 合 計		1,966,932,613	75,462,427	2,042,395,040

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	4 年 度	千円 —	千円 2,177,000

令和3年度

大阪市一般会計補正予算
に関する説明書

(第14回)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
17 国 庫 支 出 金	千円 540,960,846	千円 75,462,427	千円 616,423,273		千円
2 国 庫 補 助 金	121,338,715	75,462,427	196,801,142		
1 総 務 費 国 庫 補 助 金	2,503,756	58,011,377	60,515,133	6 住民税非課税 世帯等臨時特 別給付金支給 事業費補助金	58,011,377
4 こども青少年 費国庫補助金	34,358,834	17,451,050	51,809,884	9 子育て世帯 臨時特別給付 事業費補助金	17,451,050
歳 入 合 計	1,966,932,613	75,462,427	2,042,395,040		

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
2 総 務 費	千円 113,257,198	千円 58,011,377	千円 171,268,575		千円
2 市民生活推進費	5,628,996	58,011,377	63,640,373		
6 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費	0	58,011,377	58,011,377	3 職員手当等	27,000
				超過勤務手当	26,892
				管理職員特別勤務手当	108
				7 報 償 費	193
				報 償 金	193
				8 旅 費	350
				普通旅費	350
				10 需 用 費	1,566
				消耗品費	1,566
				11 役 務 費	456,293
				通信運搬費	392,474
				手 数 料	63,819
				12 委 託 料	97,039
				13 使 用 料 及 賃 借 料	8,936
				使 用 料	8,936
				18 負 担 金、補 助 及 交 付 金	57,420,000
				交 付 金	57,420,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
				区 分	金 額
5こども青少年費	千円 249,876,756	千円 17,451,050	千円 267,327,806		千円
2児童育成費	226,661,343	17,451,050	244,112,393		
子育て世帯 8臨時特別給付 事 業 費	17,705,219	17,451,050	35,156,269	18負担金、補助 及 交 付 金	17,451,050
				交 付 金	17,451,050
歳 出 合 計	1,966,932,613	75,462,427	2,042,395,040		

3. 歳出歳入総括表

人件費及び物件費を事項別に分別して財源表を作成すると次のとおりであります。

歳出事項別	歳 出 金		
	人 件 費	物 件 費	公 債 費
総 務 費	27,000 ^{千円}	57,984,377 ^{千円}	0 ^{千円}
市民生活推進費	27,000	57,984,377	0
こども青少年費	0	17,451,050	0
児童育成費	0	17,451,050	0
合 計	27,000	75,435,427	0

額	財 源 内 訳			
	特 定 財 源			税 等
計	国 府 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 58,011,377	千円 58,011,377	千円 0	千円 0	千円 0
58,011,377	58,011,377	0	0	0
17,451,050	17,451,050	0	0	0
17,451,050	17,451,050	0	0	0
75,462,427	75,462,427	0	0	0

補 正 予 算 給

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(5,892) 35,083	13,124,245	130,037,886	126,740,542
補 正 前	(5,892) 35,083	13,124,245	130,037,886	126,713,542
比 較	(0) 0	0	0	27,000
職 員 手 当 の 内 訳	超過勤務手当 26,892千円、管理職員特別勤務手当 108千円			

(注) ()内は、短時間勤務職員数で外数である。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(594) 35,083	0	129,745,499	125,061,575
補 正 前	(594) 35,083	0	129,745,499	125,034,575
比 較	(0) 0	0	0	27,000
職 員 手 当 の 内 訳	超過勤務手当 26,892千円、管理職員特別勤務手当 108千円			

(注) ()内は、短時間勤務職員数で外数である。

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
職員手当	27,000	超過勤務手当等 の増加分	27,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
千円	千円	千円	千円	千円
269,902,673	49,627,001	13,109	69,575	319,612,358
269,875,673	49,627,001	13,109	69,575	319,585,358
27,000	0	0	0	27,000

費 計	共 濟 費	災 害 補 償 費	恩 給 及 退 職 年 金	合 計
千円	千円	千円	千円	千円
254,807,074	49,574,238	13,109	69,575	304,463,996
254,780,074	49,574,238	13,109	69,575	304,436,996
27,000	0	0	0	27,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末

(新規提出分)

事 項	限 度 額	2 年 度 末 ま だ の 支 出 額	
		期 間	金 額
住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨 時 特 別 給 付 金 支 給 事 業	千円 2,177,000	—	千円 —

までの支出額及び本年度以降の支出予定額等に関する調書

3年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			税 等
期 間	金 額	国府支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
4 年 度	2,177,000	2,177,000	0	0	0

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略